



2021年12月21日

各 位

会社名 日本通運株式会社

代表者名 代表取締役社長 齋藤 充

(コード番号 9062 東証第1部)

問合せ先責任者 広報部長 長谷川 浩

(TEL 03-5801-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年1月4日開催予定の臨時株主総会（会社法第319条第1項に基づく書面決議）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、2022年1月4日を効力発生日として、単独株式移転により、持株会社である NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社を設立いたします。（以下「本株式移転」といいます。）

本株式移転に伴い、NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社は、2022年1月4日付で東京証券取引所市場第一部に上場し、同社の完全子会社となる当社の株式は、2021年12月29日付で上場廃止となります。そのため、2022年1月4日付で本株式移転の効力が発生した後に、上場廃止に伴う諸規定を削除するとともに、監査役会の廃止およびこれら変更に伴う現行定款の各条項の繰り上げ等の定款変更を行うものであります。

本株式移転による持株会社設立の詳細につきましては、2021年4月28日付「単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u> 第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u> 第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>第 10 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株式の譲渡制限)</u> 第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 7 条～第 8 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p>第 15 条 <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</u> <u>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第 16 条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 9 条～第 10 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 11 条～第 12 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第 19 条 (条文省略)</p> <p><u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3</u> (条文省略)</p> <p>第 20 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第 28 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任) 第 30 条 (条文省略)</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第 13 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2</u> (項数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>第 14 条～第 21 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設置) 第 22 条 当社は監査役を置く。</p> <p>第 23 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第 24 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 25 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会規程)</u> <u>第 34 条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定</u> <u>款に定めるもののほか、監査役会におい</u> <u>て定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 35 条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めが</u> <u>ある場合を除き、監査役の過半数をもっ</u> <u>て行う。</u>	(削 除)
第 36 条 (条文省略)	第 26 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 37 条～第 39 条 (条文省略)	第 27 条～第 29 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 40 条～第 43 条 (条文省略)	第 30 条～第 33 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)

3. 定款変更の効力発生日

2022年1月4日

なお、上記の定款変更案は、単独株式移転の効力発生後、NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社のみが当社株主となった時点で、同社の書面による同意により、臨時株主総会における決議を省略して承認されることが予定されており、この承認をもって定款変更の効力が発生することとなります。

以 上